

【施設貸与に関する規程】

西日本工業大学施設貸与に関する規程

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学（以下「本学」という。）が管理する施設を貸与する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の基準)

第2条 施設は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、使用を許可する。

- (1) 使用者が地域との交流及び地域の文化向上を目的として使用するとき。
- (2) 学術団体等が主催する学会等に使用するとき。
- (3) 官公庁又はこれに準ずる団体等が主催又は後援する講習会、試験会場及び行事等に使用するとき。
- (4) 本学の教職員が責任者となって開催する研究会等に使用するとき。
- (5) その他特に学長が認めたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 本学の教育、研究、学生活動及び業務に支障があると認められる場合。
- (2) 施設、附属設備、器具、備品などを損壊するおそれがあると認められる場合。
- (3) 宗教布教活動及び政治活動があると認められる場合。
- (4) 管理運営上支障があると認められる場合。
- (5) 営利、興行目的があると認められる場合。
- (6) その他学長が適当でないと認めた場合。

(使用手続)

第3条 施設の使用を希望する者は、別に定める施設使用願を事務担当（小倉キャンパスは財務室、おばせキャンパスは総務企画課）に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 使用を許可した場合は、施設使用許可書を使用希望者に交付し、使用施設等について事前打合せを行う。

(遵守事項)

第4条 施設の使用を許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等に特別な設備を施さないこと。
- (2) 備品等を移動した場合は、必ず元の位置に戻すこと。
- (3) 所定の掲示板以外に掲示を行わないこと。
- (4) 広告類の掲示又は配付を行わないこと。
- (5) 大学の敷地内で飲酒・喫煙をしないこと。

(使用者の負担)

第5条 施設の使用上必要とされる次の事項については、使用者の負担とする。

- (1) 会場の設営及び撤去
- (2) 使用施設の内外清掃
- (3) 敷地内外の案内誘導等
- (4) 駐車場内外の車輛誘導等
- (5) その他使用上必要とされる事項

(使用日時)

第6条 施設使用日は、原則として、大学の休業日とする。ただし、授業及び学生の課外活動に支障のない場合は、平日に貸与することができる。

2 施設の使用時間は、原則として、午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(使用許可の取消し及び変更)

第7条 本学は、使用者が次の各号のいずれかに該当する、又はその恐れのある場合は、使用許可を取消し、又は使用日時若しくは場所を変更して使用させることができる。

- (1) 使用目的に反する場合。
- (2) この規程に反し、又は本学の指示に従わない場合。
- (3) 公益を害する恐れがあると認められる場合。
- (4) 管理運営上支障があると認められる場合。
- (5) その他やむを得ない事情により本学がこれを使用する必要性が生じた場合。

2 使用者が前項の取消し又は変更によりいかなる損害を受けても、本学はその責を負わない。

(使用日時の変更及び取り止め)

第8条 使用者は、やむを得ない事情により使用日時を変更する場合は、使用日の3日前までに届け出て、その許可を受けなければならない。

2 使用者は、やむを得ない事情により使用を取り止める場合は、使用日の3日前までに届け出なければならない。

(使用料)

第9条 使用料は、別に定める。

- 2 使用料は、別に定める減免の基準に該当する場合には、これを減免することができる。
- 3 使用料は、請求日の翌月末までに納入しなければならない。

(使用中の責任)

第10条 施設の使用中における使用者側の盗難又は紛失等について、本学はその責を負わない。

(使用者の弁償)

第11条 使用者は、建物及び設備等を破損又は滅失した場合、その理由のいかんを問わず復旧に要した費用の全額を弁償しなければならない。

(使用権の譲渡の禁止)

第12条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(所管)

第13条 この規程に関する事務は、総務企画課が所管する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。